

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第9号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年9月21日 04時56分ごろ	
発生場所	長崎県対馬北方沖 三島灯台から真方位244° 1,950m付近 (概位 北緯33° 43.0′ 東経129° 25.5′)	
事故等調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を門司地方海難審判理事所から引き継ぎ、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 <small>シーディーインチョン</small> C. D. INCHON (大韓民国)、988トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 7815052 (IMO 番号)、SEMYUNG SHIPPING CO LTD</p> <p>乗組員等に関する情報 一等航海士、韓国免状</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船首船底部にき裂及び擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、大韓民国籍5人、ミャンマー国籍5人の計10人が乗り組み、対馬北方沖を自動操舵で航行中、単独で船橋当直中の一等航海士がいすに腰掛けたまま居眠りに陥り、平成20年9月21日04時56分ごろ、乗り揚げた。</p> <p>11時10分ごろ自力で離礁し、比田勝港に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 大雨、風向 西南西、風速 約3m/s、視程 約2海里	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、単独で船橋当直中の一等航海士が、いすに腰掛けたまま自動操舵で航行している際、居眠りに陥ったため、浅瀬に接近して乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が対馬北方沖を自動操舵で航行中、単独で船橋当直中の一等航海士が居眠りに陥ったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	